

令和8年6月

お得意様 各位

日本植物運輸株式会社
代表取締役 柏村 勇太

燃料サーチャージ制度の運用内容見直しについて

拝啓 初夏の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は弊社輸送事業に対しまして、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様にご理解いただき燃料サーチャージ制度を運用させていただいておりますが、弊社の燃料サーチャージ制度は一般的な燃料サーチャージとは違い花き業界の商慣習に即した花き輸送版燃料サーチャージとなっております。一般的な燃料サーチャージ制度と異なる点は、3ヶ月の平均軽油単価を基準価格である¥100/Lから上昇している分を¥5単位でパーセントにおきかえています。一般的な燃料サーチャージは国土交通省が定める標準的運賃（1車単位のチャーター金額）に燃料サーチャージ分を利用量に応じて上乘せする仕組みが推奨されています。ただ、花き輸送に関しては個建運賃を基準としていることと、季節変動が大きいこと、注文単価を決める際に日数が必要な場合があるということなどから軽油単価を基準に年4回運賃が変動する仕組みを燃料サーチャージ制度としております。

そのためこれまでも実際の仕入れ価格とサーチャージ分としての運賃に乖離がありました。特に今年の2月から始まったイラン戦争によって一時インタンクへの供給が止まり、スタンドでの給油のみとなったことで軽油単価が大幅に上昇し、その乖離はさらに大きくなりました。現行のサーチャージ制度では社会情勢や補助金などの国の施策に大きく影響してしまい、軽油単価の乱高下により安定した輸送サービスのご提供が困難となります。

時節柄大変心苦しいところではございますが、次回燃料サーチャージ算定より基準価格を卸価格から小売価格へ変更させていただきたく存じます。

敬具

記

改定内容

基準価格を資源エネルギー庁が発表する全国平均の卸価格→同様の小売価格

改定時期

7月分より(3月、4月、5月発表の平均となります)

なお、詳細につきましては、それぞれ担当営業所又は本社管理部管理課までご確認いただきますようお願いいたします

以上

日本植物運輸株式会社
本社管理部管理課 0562-96-1204